

島本町広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

1 趣旨

この要項は、島本町（以下「町」という。）の窓口で交付された証明書等を入れる封筒について、広告主及び広告を募集し、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）として無償提供していただける法人を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

(1) 窓口封筒

ア 規格および製作予定枚数（設置期間中、1年間の枚数）

（ア） 角形2号（縦332ミリ×横240ミリ） 9,000枚

（イ） 角形6号（縦229ミリ×横162ミリ） 5,000枚

イ 掲載広告数

表面・裏面のそれぞれに2者以上の広告を掲載していただきます。

ウ 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の2分の1以下とし、残りの部分は、町が指定する行政情報を掲載していただきます。

(2) 設置台

上記(1)の窓口封筒が50枚程度設置できる台を4台提供していただきます。

3 窓口封筒の設置場所

住民課、人権文化センター、税務課その他町長が指定する場所

4 窓口封筒の設置期間

令和8年11月1日から令和10年10月31日までの2年間

5 応募資格

- (1) 広告取扱業務を営むこと（6 提出書類中(4)登記簿謄本等で確認できること）。
- (2) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市区町村民税の滞納がないこと。
- (3) 町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

6 提出書類（証明書等については、発行日が提出期限前3か月以内のもの）

- (1) 島本町広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1号）
- (2) 島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書（様式第2号）
- (3) 国税納税証明書（直近事業年度のその3の3「法人税と消費税及び地方消費税」）
- (4) 市区町村民税納税証明書（直近事業年度の本店又は主たる事務所若しくは事業所が所在する市区町村が発行したもの）
- (5) 会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (6) 会社概要

(7) 窓口封筒の見本（角形2号・角形6号それぞれ1枚ずつ）

7 募集期間

令和8年5月11日（月）から同月22日（金）まで ※必着

8 提出先（問合せ先）及び方法

- (1) 提出先 〒618-8570 島本町役場 総合政策部 住民課 宛（住所記載不要）
（問合せ先） 電話：075-961-5151（内線263）、FAX：075-962-5652
- (2) 提出方法 郵送による提出
（FAX及びメールによる提出は受理しません。）

9 選定基準

島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領等の規定に基づき、提出書類について、デザイン性、実現性、無償提供者の業務実績・信頼性等を総合的に評価して、1者を決定します。

10 手続の流れ

- (1) 無償提供者の募集
- (2) 無償提供者の決定
- (3) 決定した無償提供者と確認書の締結
- (4) 年間製作枚数、封筒仕様などの打合せ、原稿チェック
- (5) 納品
- (6) 窓口封筒及び設置台を設置

11 その他（協議及び調整）

- (1) 年間の製作予定枚数、封筒仕様などの打合せ、原稿チェック
年間の製作予定枚数、窓口封筒や設置台のデザイン・サイズ等については、確認書の締結後、別途協議するものとします。
- (2) 納品
窓口封筒は、年3回に分けて町長が指定する場所に納品していただきます。詳細な納品時期・納品枚数については、別途協議するものとします。また、それぞれの納品時期において、窓口封筒の残数がある場合は、納品数量の調整を行うこととします。

※ 注意事項

- 1 この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- 2 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては受けません。
- 3 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- 4 提出された書類は、原則として返却しません。
- 5 その他、島本町広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領等の規定を遵守してください。